施などが当面の対策として考えられる。参考として、表 2.2-1 に NPO が利用可能な基金の例を整理して示す。さらに、図 2.2-1 及び図 2.2-2 にそれぞれ示した「災害等廃棄物処理事業補助金（環境省）」及び「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」のように、漂着ゴミの回収・処理に関する国の補助金の交付要件が緩和されていることから、これらの補助金の活用も望まれる。なお、事業者からの支援は、財政的な支援の他に企業の CSR 活動の一環として清掃活動への参加、清掃活動に対する物品の提供（飲み物や清掃活動時に利用するトランシーバー）などの例が各地で見られる。

また、沖縄県伊是名島で導入されている「環境協力税」のように、特に離島においては島内環境の美化、観光施設の維持整備等を目的とした法定外目的税の漂着ゴミ対策への適用も、検討に値すると考えられる。課税対象は、観光客ばかりではなく、出張等で来島する島外者を想定することにより、最低限ゴミ袋代等の確保やネットワーク・プラットフォームの運営資金等に適用できるものと考えられる。また、これにより、島外者へのポイ捨て防止や環境保全意識の啓発にも役立つものと考えられる。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

<table>
<tr><td>補 助 金 名</td><td colspan="2">災害等廃棄物処理事業費補助金</td></tr>
<tr><td>発 生 原 因</td><td>災 害 起 因</td><td>災害起因ではない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対 象 事 業</td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分
○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物
○災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分
○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分
（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</td><td>海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）</td></tr>
<tr><td>補 助 先</td><td colspan="2">市 町 村 （一部事務組合含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要 件</td><td colspan="2">指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上</td></tr>
<tr><td>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの
○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの
○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</td><td>○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m3以上のもの
○海岸保全区域外の海岸への漂着
○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</td></tr>
<tr><td>補 助 率</td><td colspan="2">1 ／ 2</td></tr>
</table>

図 2.2-1 災害等廃棄物処理事業補助金（環境省）

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

1. 目　的
　洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する

2. 事業の採択基準
　堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000立方メートル以上であること

3. 国庫補助率
　1／2

＜平成19年度拡充内容＞
　事業の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充。

＜平成20年度拡充内容＞
　広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充。

（平成20年度拡充内容）

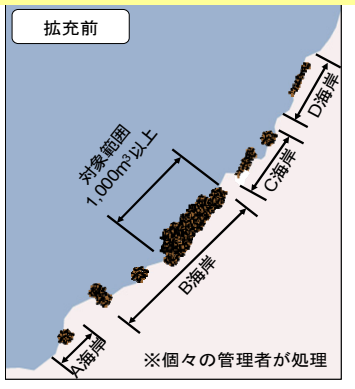

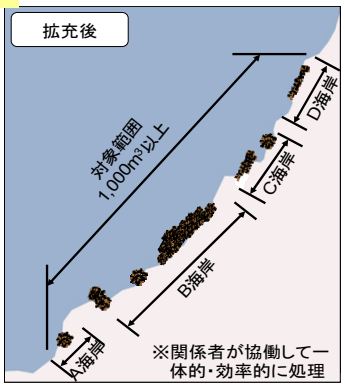

海岸漂着ゴミや流木等の状況

NPO等による海岸清掃

図 2.2-2　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

表 2.2-1(1)　NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象			既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	URL
地域の環境保全活動	1	地球環境基金	独立行政法人　環境再生保全機構	国の内外の民間団体（NGO）が行う環境保全活動に資金助成	国内民間団体による国内の環境保全のための活動など 自然保護・保全・復元、総合環境保全活動など	一般助成(漂着ゴミの清掃が該当)、発展助成、特別助成がある	下限100～上限400万円。規模によってはそれ以上の拠出が可能	単年度助成（3年間継続可能）	2009.1.5～ 2009.1.26		http://www.erca.go.jp/jfge/
	2	「がんばれＮＰＯ！」プロジェクト	たばこ産業弘済会・日本フィランソロピー協会 (協賛：JT(日本たばこ産業株式会社))	・高齢者・障害者福祉の増進を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・青少年の育成を図る活動 を実施する市民ボランティア活動を対象	市民ボランティア活動を推進及びそれらの活動を支援するNPO法人または公益法人が対象	対象経費：(1) 事業費 (2) 人件費	助成総額予算は約70,000千円。1件あたりの助成額は、支出額の80%以内とし、200万円を上限額	資料請求11月末日	12月		日本フィランソロピー協会 http://www.philanthropy.or.jp/activities/support/npo.html たばこ産業弘済会 http://www.jtnet.ad.jp/WWW/JT/JTI/contribution/npo.html
	3	FGF助成（緑とふれあいの活動助成）	公益信託　富士フィルム・グリーンファンド	身近な自然環境を保全すると共に、人と自然とのふれあいを積極的に創ろうとする活動の一層の発展を目指して助成			最大1,505千円	1年間または2年間	3月上旬～5月第3月曜日		http://www.jwrc.or.jp/
	4	NEC社会企業塾	特定非営利活動法人　ETIC	ソーシャルベンチャー・事業型NPOといった社会的な課題に取り組んでいる事業を自立発展的な成長軌道に乗せる支援	(2)継続発展的な活動のため、事業収入等による経済的自立モデルの構築を目指す事業		最大300千円	9月1日～3月末日	6月1日～7月12日		http://www.etic.or.jp
	5	Panasonic NPOサポートファンド環境分野	Panasonic NPOサポートファンド	「地球環境との共存」に向けて、環境問題に取り組むNPOの組織基盤強化に資する事業が対象	＜活動の活性化＞団体活動の発展拡大を図るための企画づくり、ツールの開発などが対象		150万円	翌年1月～12月	7月		http://www.panasonic.co.jp.cca/pnsf
	6	ｱｳﾄﾄﾞｱ・ｸﾗｽﾙｰﾑ助成 まちづくり助成金	（財）まちづくり市民財団	働き、生活する地域に"誇り"を持ち、地域固有の歴史や文化・自然を大切にしたまちづくり」を実施する市民活動の助成		地域の自然環境保全ほか					http://home.interlink.or.jp/~machizkr/
	7	環境基金（助成活動）	三井物産環境基金	地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する活動を助成	(3)表土の保全・森林の保護、(6)生物多様性及び生態系の保全、が該当する可能性あり		合計600,000千円	最長3年間	①3月初～4月末、 ②9月初～10月末		http://www.mitsui.co.jp/csr/fund
	8	環境基金と自然保護への助成	アムウェイ　ネイチャーセンター	地球規模で広がりつつある環境保護活動の支援	自然環境の保護・保全をはかる活動ほか		200～2,000万円				http://www.nature-center.org/
	9	環境市民活動助成（活動助成）	セブン－イレブンみどりの基金	市民から寄せられた募金を地域環境や自然環境保護など、市民が主体となって行っている環境活動に広く社会還元することを目的とした助成	対象団体は、NPO法人、または任意の環境市民団体（財団、社団、商店会、観光協会などは対象外）が対象		助成金額合計70,915千円	3月1日～翌年2月末日	11月～翌年1月末日	助成件数104件	http://www.7midori.org
	10	助成事業	（財）大阪コミュニティ財団	公益を目的とする団体が行う事業への助成。法人格の有無は問わない。公益目的に合致するすべての分野を対象	(5)環境保全や国土緑化活動の支援		最大1,000千円	H19.4月～H20.3月	10月1日～11月30日		http://www.osaka-community.or.jp/
	11	セブンイレブンみどりの基金	セブン＆アイホールディングス	年間を通じて定期的に清掃活動を行っている市民団体を対象	「地域美化活動助成」のうち、地域清掃活動助成が該当（他に「環境市民活動助成」4種がある）		上限20万(用具購入等）、他に軍手現物支給	1年間	2008.11.1～ 2009.1.31		
	12	全労済地域貢献助成事業	全労済	環境分野①地域の自然環境を守る活動、②循環型地域社会を創るための活動、③地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動			一般助成30万円、特別助成100万円		2008年3月27日～ 2008年4月10日		http://www.zenrosai.coop/
	13	地域社会プログラム 市民活動助成	（財）トヨタ財団	国内および海外諸国、主として発展途上国における「生活・自然環境」、「社会福祉」「教育文化」等の領域における研究ならびに事業に対して助成を実施。 地域や社会の変革につながる波及性の高いプロジェクト（計画や試み）の助成		年度により「助成重点地区」が変わる。また北海道、本州、四国、九州以外の「離島」における実践的な活動への支援を目的とした「離島助成」…を2006年より開始	合計100,000千円	4月から1年間	10月1日～11月30日		http://www.toyotafound.or.jp
	14	地球にやさしい市民活動支援助成	（財）日本旅行業協会 JATA環境基金	環境と観光の両立という課題の解決に向けて、旅行者が訪問する地域の自然および文化遺産の保全/保護活動、ならびに環境に配慮した観光の発展に寄与する諸活動に対して助成。市民団体可			最大628千円	原則単年度。状況を考慮し継続も可。ただし2年目も更新は必要。	10月20日～12月20日		http://www.jata-net.or.jp
	15	ニッポン基金	ザ・ボディショップ	「より良い社会、より良い地球にするため」に環境問題、社会問題の解決に向けて実践的な活動を実施している団体・個人に助成							

注：各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした（但し、「地球環境基金」を除く）。

表 2.2-1(2)　NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象			既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	URL
地域の環境保全活動	16	年賀寄附金配分事業	郵便事業株式会社	(10)地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業が該当			最大5,000千円	5月～翌年3月	10月1日～11月30日		http://www.post.japanpost.jp/kifu/
	17	ボランティア活動支援事業	日本財団	環境・自然保護などのボランティア活動にとりくむボランティア・グループへの活動助成	講習会・研修会、イベント、器機整備、啓発などが対象		原則として100万円（助成率9割）を上限とする	決定時期より1年間	原則として10月1日～10月31日		http://www.nippon-foundation.or.jp/
	18	環境NGO等の事業・活動の助成	（財）安田火災環境財団	環境分野でＮＰＯ法人を設立する団体に対する助成							
	19	環境支援基金	特定非営利法人　夢＆環境支援基金	地球環境・地域環境の保全のために積極的、継続的に活動を行なっている日本国内の団体に助成	実効性のある優良案件(テーマ1～4）のうち下記が該当 2.まちづくり･グリーンコンシューマ（リサイクル・廃棄物／美化清掃／消費・生活／まちづくり／環境教育） 4.公害対策（大気環境保全／有害化学物質／騒音・振動・悪臭対策）	環境問題に造詣の深い学識者等の１名の推薦を得ること。（申請団体と利害関係を持たない方）	最高50万円まで	第2回助成：2009年1月1日(2009年4月1日以降も可)以降に開始し 2010年3月31日まで	2008.10.1～11.30(H21分は終了)		http://www.ecoyume.com/eco/outline.php
	20	環境整備対策助成	（財）河川環境管理財団	水辺環境の向上に寄与する施設、利用者の利便向上に寄与する施設で積極的な創意工夫による地域の特徴を生かしたアピール度の高いものが対象	1．助成事業(1)調査･試験･研究部門、(2)環境整備対策、(3)国民的啓発運動（一般的助成,新設市民団体運営支援助成）	先のうち、1(3)の新設市民団体運営支援助成に該当すると考えられる	4.5億円(H20)		8月～9月末	424件(H20)	http://www.kasen.or.jp/kihu/annai/Fund.htm
	21	環境保全活動助成	（財）イオン環境財団	環境保全に貢献する活動に関する助成。 生態系保全・山、川、海、湖等の自然環境の保全、 その他地球環境保全活動	2008年度公募　基本テーマ 「自然の生態系を守るために」 A. 植樹・緑化・砂漠化防止、B. 野生生物保護・生態系保全、C. 自然環境の浄化	漂着ゴミ関連では、省資源・リサイクル・環境問題の研究・研究者育成、環境教育活動が該当	総額2.7億円	2009.4.1～200103.31	2008.8.31		http://www.aeon.info/ef/ http://www.aeon.info/ef/jp/ngo/index.html
	22	公益信託　自然保護ボランティアファンド	（財）自然公園財団	・自然公園の美化清掃活動 ・高山植物などの植生復元活動や野生生物の生育環境保全活動 ・登山道、探勝路、園地などの利用環境の維持活動 ・公園を訪れる利用者への自然解説などの自然ふれあい推進活動 などが対象	・申請団体(協議会)に、(財)自然公園財団(本部または支部)か地元自治体(関係機関を含む)または学識経験者のいずれかが構成員として参加していること ・環境省地方環境事務所または都道府県自然保護担当部局の推薦を受けられること	大原則は現地、現場におけるボランティア活動経費への助成。 ・当該活動に必要な作業用具、作業服、各種資料等の購入費や借料。 ・現地活動時の会員の公共交通機関による交通費の一部、活動車両や船の借料や利用料。 ・山間部、海浜部等での宿泊を伴う活動の際の会員の宿泊費補助(宿舎は山小屋、民宿レベル)。 ・ボランティア活動のための保険代	600万円(H20)。1件50万円以内が原則	当該年度１年分	毎年1月から同年4月上旬までの間に実施。応募要項配布開始は毎年12月上旬を予定。 推薦者経由で提出	25団体(H20)	http://www.bes.or.jp/nature/fand/fand_5.htm E-mail:bes@bes.or.jp
	23	三井物産環境基金	三井物産(株)	助成対象分野：(1)地球気候変動問題、(2)水産資源の保護・食料確保、(3)表土の保全・森林の保護、(4)エネルギー問題、(5)水資源の保全、(6)生物多様性及び生態系の保全、(7)持続可能な社会構築のための調査とネットワーキング（様々な主体との協働）	助成プログラム「活動助成」：NPO法人、公益法人、中間法人による実践的な活動を助成 「研究助成」：大学、公的研究機関、NPO法人、公益法人、中間法人による研究を助成（研究助成は2007年度より開始）		2007年度 第1回活動助成 267百万円 2007年度 第2回活動助成 170百万円 2007年度 研究助成 456百万円 2008年度 第1回活動助成 255百万円			2007年度 27件(第1回活動助成),21件(第2回活動助成),23件(研究助成) 2008年度 27件(第1回活動助成)	http://www.mitsui.co.jp/csr/fund/about/index.html
	24	三洋Think GAIA財団	三洋電機株式会社	自然エネルギーの普及活動や自然環境保護等の環境ボランティア活動などを支援			5年間で助成額は3千万円余			5年間で29件	http://www.sanyo-ecokikin.jp/
	25	大成建設自然・歴史環境基金	公益信託 大成建設自然・歴史環境基金	環境省・文部科学省を主務官庁とし、国内外の自然環境、歴史的建造物等の保護及び活用に関する事業に対して助成することにより、これらを次代に継承し、もって人類の健康で文化的な生活の確保に資することを目的	国内の自然環境の保全及び活用に関する事業 自然環境の保全及び活用に関する活動を行う特定非営利活動法人など	活動・研究に関係した費用であれば、機材費､消耗品費､旅費、謝金等を含む	総額1,500万円程度	1～2年間	～2009.7	助成件数15～20件程度	

注：各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした。

表 2.2-1(3)　NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象			既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	URL
地域の環境保全活動	26	東洋ゴムグループ環境保護基金	東洋ゴム工業株式会社	積極的に環境活動を行っている団体			1団体あたり原則100万円以下。申請内容により10万円未満、100万円以上も可能		募集：毎年10月～11月 審議：翌年1月～3月 助成：翌年4月以		http://www.toyo-rubber.co.jp/eco/fund.html
	27	日本経団連自然保護基金	(社) 日本経済団体連合会	わが国のすぐれた自然環境保全のために行う保護活動、及び持続可能な活用に関するプロジェクトに対する助成			毎年総額１億5千万円程度の事業規模		12月1日まで		http://www.keidanren.or.jp/kncf/fund.html
調査研究	1	WWF自然保護助成	(財) 世界自然保護基金日本委員会 (WWF Japan)	自然保護のための調査研究、普及教育、保護活動に対して助成							
	2	環境NPO助成事業	(財) 日立環境財団	日本国内外の環境保全に関する調査研究を行うとともに、環境保全に関する技術開発、調査研究を推奨し、並びにこれらの普及に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。		要推薦　3年以上の実践活動暦を有する国内の任団体を対象。	原則として150万円を限度とする。		10月～1月初旬		http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/
	3	藤本倫子環境保全活動助成基金	(財) 日本環境協会	会員以外の一般市民の参加が得られ、効果が期待できる観察会、リサイクル、環境修復等の実践活動および、講座、教育の開催、教材の作成等の普及啓発活動、環境情報の収集等の調査活動を対象とする。いずれも一般市民の参加があり、事業規模の小さい団体、個人を対象			最大300千円	①4月上旬～翌3月末、②7月上旬～翌3月末、③10月上旬～翌3月末	①1月5日～2月15日、②4月1日～5月15日、③6月1日～8月15日		http://www
	4	プロ・ナトューラ・ファンド国内助成	(財)自然保護助成基金、(財) 日本自然保護協会 (協力：(社)ゴルファーの緑化促進協力会(略称ＧＧＧ)	野生動植物・生態系の保全、自然環境との関わりに関する調査研究助成	野生動植物・生態系の保護活動、	自然保護教育の推進、保護思想の啓蒙活動	特に制限は設けない（目安1件当たり100万円）		6月1日～7月15日		htt://www1.biz.biglobe.ne.jp~pronat/
普及活動	5/1	持続可能な社会と地球環境のための研究助成	(財) 消費生活研究所・研究助成	持続可能な社会と地球環境のための助成 都市社会の環境問題に何らかの関係のあるもの	大気汚染、ゴミ、リサイクル、水問題等、生活に密接な問題で、専門的に深く追求されたもの	環境負荷を減らし、地球環境保全に貢献する新しい社会システムや科学技術の研究、行政や企業への政策提案となるもの					http://www.cosmo-oil.co.jp/kankyo/eco/index.html
	2	国内助成	(財) 自然保護助成基金	(2)保護・普及活動助成：野生動植物・生態系の保護活動、自然保護教育の推進、保護思想の啓蒙のための活動に対する助成。	対象は、助成対象業を行うための組織体制が整っているグループおよび個人。特定の政党、宗教、階層への偏りのないもの。営利目的でないもの。一部自主事業あり		最大10,000千円	原則として10月～翌年9月まで1年間（継続3年まで）	6月1日～7月15日		http://www1.biz.biglobe.ne.jp~pronat/
	3	児童・少年の健全育成助成	(財) 日野自動車グリーンファンド	都市とその周辺住民の生活上の潤いに資す以下の項目に関する助成	自然環境の保全運動・環境保全に資する調査	自然教育を目的とする活動支援、自然保護思想を普及させるための広報活動、自然環境保全に資する諸啓発活動					
	4	コスモ石油エコカード基金	コスモ石油エコカード基金	次世代を担う若年層への環境教育支援	法人格が取得されていない場合には、活動コンセプトに準拠した原則1年以上の活動実績を証明できること。	その他「コスモ石油エコカード基金プロジェクト要綱」の記載事項に適格に対応できること	1件あたり2,000,000円以下のプロジェクトを対象に3～5団体を支援	2008年10月1日（水曜日）～2009年3月31日（火曜日）	2008年4月18日（金曜日）～6月20日（金曜日）※6月20日（金曜日）必着	3～5団体	http://www.cosmo-oil.co.jp/kankyo/eco/index.html
国際交流	1	助成事業	笹川平和財団	国際理解、国際交流、国際協力を対象とした事業			助成金額合計376,725千円	特に定めていない	随時	助成件数49件	http://www.spf.org
その他顕彰	1	OSAKA　CSOアワード	特定非営利活動法人　大阪NPOセンター	市民社会の実現に向けて様々な課題を解決しているCSOの優れた活動発表を顕彰			最大500千円		7月20日～9月15日		http://www.osakanpo-center.com/
	2	海難救助等社会貢献者の表彰	(財) 社会貢献支援財団	海難救助などの人命救助をはじめ社会福祉への貢献、青少年指導育成、スポーツ・文化の振興、国際社会への貢献、地域社会への貢献、運輸交通への貢献などの分野において、多年にわたり積極的に奉仕活動等に携わり、広く社会に顕著な貢献をされた方々を表彰			最大500千円		3月下旬～5月末		http://www.fesco.or.jp/

注：各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした。

2.2.1 各モデル地域の方向性の検討結果

先進地の優良事例や各モデル地域の状況を考慮し、地域検討会で議論を重ねた結果、表2.2-2に示すような各モデル地域の方向性が示された。

山形県、石川県、福井県、沖縄県では、地域の関係者からなるプラットフォームや既存の清掃活動組織、協議会（検討会）の継続・強化、または設立により、関係者の役割分担が明確になることが期待される。また、これらの組織が後述する各モデル地域の今後の漂流・漂着ゴミ対策の進捗管理を担っていくことが望まれる。

表 2.2-2　各モデル地域の方向性の検討結果

<table>
<tr><th>モデル地域</th><th>国</th><th>県</th><th>市町</th><th>地域</th></tr>
<tr><td>山形県</td><td rowspan="8">補助金の交付</td><td colspan="3">プラットフォームの活用・継続・強化</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td colspan="3">クリーン・ビーチいしかわの活用・継続・強化</td></tr>
<tr><td>福井県</td><td>漂流・漂着ゴミに関する検討会(県と市町)を設置</td><td>プラットフォーム設立の準備</td><td>定期的な海岸清掃の継続</td></tr>
<tr><td>三重県</td><td>伊勢湾再生会議への本モデル調査結果の情報提供。県内各NPOの活動情報・内容の情報提供、意見交換会の実施。</td><td>HP 上での発生抑制活動の呼びかけ、ゴミ袋の配布。</td><td>県の呼びかけを通じたNPOの連携。</td></tr>
<tr><td>長崎県</td><td>「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」の推進</td><td>NPO・住民等との連携と協働体制の確立</td><td>定期的な海岸清掃の継続</td></tr>
<tr><td>熊本県</td><td colspan="3">天草地域漂流・漂着ゴミパートナーシップ体制の推進
（国、市町、NPO等民間団体、地域住民との連携・協働体制の構築・推進）</td></tr>
<tr><td>沖縄県</td><td colspan="3">・「情報共有」「清掃計画策定」「回収体制確立」「コスト削減対策」に関する関係者による個別協議の実施
・漂着ゴミ対策に係る協議会の設立
・プラットフォーム設立の準備</td></tr>
</table>

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源は、地域によっては韓国、中国等の海外由来のものが多く確認されているものの、全体として日本由来（主として同一県内由来と考えられる）のゴミが多いと推測されている。また、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活雑貨等の生活系のゴミが多く、これらの発生抑制が重要と考えられる。次いで、ブイ・ロープなどの漁業系のゴミ、木材等の事業系のゴミが多く確認されている。これらのゴミの種類別に、主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、一般論として考えられる状況を整理した結果を表 2.3-1 に示す。

なお、表 2.3-1 に整理した主たる排出者等は、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえて推定したものである。

表 2.3-1(1)　発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる 排出者	主たる発生原因、 経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラボトル・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター･パッケージ･包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買い取り。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網､ロープ､かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	樹脂ペレット	プラスチック系素材製造･加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明、取組の評価・見直し。プラスチック製品の材料としての用途以外の使用者は、その使用量や管理状況等の実態把握。
事業系 生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農業組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系 生活系	木材等	建設事業者､一般家庭	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
事業系 生活系	タイヤ	事業者､一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	保管施設・業者による管理の徹底。行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。自動車業界への注意喚起

表 2.3-1(2)　発生源（排出者）が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、３Ｒの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、６パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、３Ｒの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器（わりばし含む）、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ くぎ・針金、電池（バッテリー含む）「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、３Ｒの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	－	土石流や洪水流に伴って渓畔林や渓流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生[注1)]	渓畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施[注1)]。
自然系	アシ・ヨシ	－	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注 1）ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成 19 年 3 月)

この表 2.3-1 を基に、各モデル地域で検討した漂着ゴミの発生抑制対策をとりまとめ表 2.3-2 に示す。また、具体的な漂着ゴミの発生抑制対策を以下に取りまとめた。

表 2.3-2　モデル地域における国内由来の漂流・漂着ゴミに関する発生抑制のあり方の方向性

区分	モデル地域の取組
生活系	・ ゴミ持ち帰りの啓発活動の徹底 ・ 意識高揚及び啓発を目的とした折込みチラシの全戸配布 ・ 島内起源のゴミも多い現状の周知と通じて島民意識の覚醒、ゴミの投棄や削減に関する啓発 ・ 不法投棄に関する意識の啓発 ・ 条例によるごみ散乱防止啓発活動の取組 ・ ゴミ袋有料化の実施と拡充 ・ ワークショップの開催等により流域が一体となった連携と協働及び継続的な活動の推進 ・ 内陸の住民に対する判りやすい情報提供、ポイ捨て防止、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、３Ｒの推進等に関する啓発活動の継続と充実
事業系	・ 事業者とのネットワーク作りと啓発 ・ 不法投棄防止の徹底・監視
漁業系	・ 漁連関係者による清掃活動の実施など、発生側の関係者とのネットワーク作りと啓発 ・ 漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施 ・ 発泡スチロールの再生利用（漁協単位やスーパーマーケット等で減容剤の利用など） ・ 海上保安部の取組との連携・協働
自然系	・ 山林の適正な管理（林地残材の適正処理） ・ 草刈後の草の適正な処理

(1) 自然系のゴミにおける発生抑制

河川流域からと思われる潅木（アシの枯れたもの）が多いことから、河川管理者と協議の上、流出防止を図る方策が必要である。

一方、流木の発生源については、山が崩壊したために流出した樹木よりも間伐した後の林地残材（りんちざんざい）の適正処理をされない間伐材が、集中豪雨等により河川を経由して海に流出していることが考えられる。そのため、山、山林の管理につながる施策の実施が発生源対策の一助となると考えられる。

(2) 不法投棄を減らすことによる発生抑制

河川及び海岸において、冷蔵庫やテレビ、タイヤ等、河川や山林、海岸に不法投棄されたゴミが、集中豪雨等により海に流出した後、漂着したと考えられるゴミが確認された。このような大型のゴミならず、家庭や事業等から出るゴミも不法投棄されて、漂着ゴミとなっていることは、想像に難くない。そのため、どのような場所においても不法投棄を減らすことは、漂着ゴミの発生抑制につながるものと考えられる。

(3) 陸域のゴミを減らすことによる発生抑制

河川流域のスーパーの協力のもと、レジ袋の有料化を実施する等、陸域から流出するゴミを減らすことで、漂着ゴミの発生抑制につながることが期待される。

また、生活ゴミの発生そのものを減らす取組として、例えば、ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてデポジット制の導入が望まれる。環境省では、「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」の中間取りまとめ（平成 20 年 7 月）を踏まえ、デポジット制を利用したリターナブルペットボトル（ミネラルウォーター1.5 リットル）の販売・回収・洗浄に係る実証実験を平成20年8月から行っている。この実験により、消費者の受容性や回収率、小売店の意識、汚損ボトルの除去や、コスト・環境負荷等が検証される予定である。

(4) 河川でのゴミ回収による発生抑制

山形県で実施されている「農業用水路ごみ調査」（図 2.3-1、図 2.3-2)の結果から、河川の本流に入る前の支川よりも細い農業用水路において、多くのゴミが回収され、破片の割合も高かったことが示された。このように、陸域のゴミは、海岸に漂着するかなり前から破片化し、その量も多いことが確認されたため、海に流出する前に回収することが漂着ゴミの発生抑制につながると考えられる。一方、鹿児島大学の藤枝准教授によれば、河川ゴミの特徴として①低密度に広範囲に散乱していること、②河川形状により回収が困難であることが指摘されており、広範囲に拡散する前に出来る限り流量の少ない支川や用水路で回収することが適当であると考えられる。そのため、支川や用水路におけるゴミの回収技術の開発が重要であると考えられる。また、農業用水路等を流下するゴミを分析することにより、詳しい発生源の特定やより具体的な発生源対策の立案も期待できる。

(5) 啓発活動による発生抑制

海岸や河口部においては、釣り人やレジャーに伴うゴミが見受けられることから、ゴミ持ち帰りの啓発活動が必要となる。ゴミは、ポイ捨てだけでなく、不注意によっても発生するが、その発生したゴミがどのようなに状況を引き起こすかの啓発活動も重要となる。

環境省は本業務の調査結果を踏まえた上で、漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成した。完成したパンフレットは、モデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していくために活用して行く予定である。

(6) 漁業系ゴミの発生抑制

プラスチック製及び発泡スチロール製のブイや三重県鳥羽市地域で回収されたカキ養殖用プラスチックパイプなど、漁業系ゴミはどのモデル地域でも大きな割合を占めていた。これら漁業系ゴミは全てが国内から発生したものではないという意見もあるが、まずは国内の漁業生産活動に伴って生じる廃棄物の適正な処理が求められる。岡山県及び岡山県漁業協同組合連合会では平成 16 年に「岡山県漁業系廃棄物適正処理ガイドライン」を策定し、漁業系ゴミの処理に対する漁業者の責任と、処理費用の負担に対する意識改革の必要性を指摘している。今後、このような取組が各地に普及することが望まれる。

また、本調査のモデル地域の一つである熊本県苓北町では、毎年漁業系ゴミの発生者側が苓北町において清掃活動を実施している。このような、発生側の関係者とのとのネットワーク作りにより、発生抑制に対する意識が高まることが期待される。